第三十九条の七第四十八項を同条第四十九項とし、同条第四十七項の次に次の一項を加える。

48　国土交通大臣は、第六項の基準を定めたとき、又は同項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

第三十九条の十一第一項本文中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「第七十五条第七項」の下に「（地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項ただし書中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「同法第七十五条の二第一項」の下に「若しくは第百四十四条の八」を加え、「申告基準日」を「法人税申告基準日」に、「係るものでその」を「係るもの又は地方法人税法第十九条第五項の規定によりその提出期限が延長された同条第一項の規定による申告書に係る課税事業年度（同法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の地方法人税に係る利子税のうち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十条第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「地方法人税申告基準日」という。）が特例期間内に到来する課税事業年度の地方法人税に係るもので、これらの」に改め、同条第二項中「その申告基準日」を「その法人税申告基準日」に、「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「利子税」の下に「及び特例期間内にその地方法人税申告基準日の到来する地方法人税に係る地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項に規定する利子税」を加え、「同項」を「これら」に、「申告基準日に」を「法人税申告基準日又は当該地方法人税申告基準日に」に改める。

第三十九条の十二第五項中「以下この項、」を削り、「が法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号」を「の法人税法第百四十一条第一号イ」に、「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に、「条約を」を「租税条約を」に改め、同条第九項中「の取引の対象となる資産」を「で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産」を「で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他のもの」に、「又は提供される」を「その他の方法によつて移転又は提供される」に、「当該販売、譲渡、貸付け」を「当該移転」に改め、同条第十五項中「延滞税は、」を「延滞税は」に、「とする」を「とし、同条第二十一項に規定する地方法人税に係る延滞税は同条第一項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする」に改める。

第三十九条の十二の二第一項中「法人税の額及び」の下に「地方法人税の額並びに」を、「当該法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加え、同項第二号中「この号」の下に「及び第四号」を加え、同項に次の二号を加える。

三　法第六十六条の四の二第一項に規定する申立てに係る更正決定（法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号及び第三項第四号において同じ。）により納付すべき地方法人税の額（次号において「更正決定に係る地方法人税の額」という。）から、当該更正決定のうち法第六十六条の四の二第一項に規定する地方法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる地方法人税の額（次号において「猶予対象以外の地方法人税の額」という。）を控除した金額

四　更正決定に係る地方法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額から、猶予対象以外の地方法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額を控除した金額

第三十九条の十二の二第二項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加え、同条第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、猶予期間が三月」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　納付すべき更正決定に係る地方法人税の地方法人税法第七条に規定する課税事業年度、納期限及び金額

五　前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

第三十九条の十二の二第四項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、第三章第八節の二中同条の次に次の一条を加える。

（外国法人の内部取引に係る課税の特例）

第三十九条の十二の三　第三十九条の十二第六項及び第十六項の規定は法第六十六条の四の三第二項第一号ロに規定する政令で定める通常の利益率について、第三十九条の十二第七項の規定は同号ハに規定する政令で定める通常の利益率について、同条第八項の規定は同号ニに規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、同条第七項中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、同条第八項第一号中「国外関連取引に係る棚卸資産の法第六十六条の四第一項の法人及び当該法人に係る国外関連者」とあるのは「内部取引に係る棚卸資産の法第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的施設及び同項に規定する本店等（以下この号において「本店等」という。）」と、「よりこれらの者」とあるのは「より当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、「国外関連取引の対価の額」とあるのは「内部取引の対価の額とされるべき額」と、同号イ中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、「当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同号ロ中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、「当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、「これらの者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同号ハ中「当該法人及び当該国外関連者ごと」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等ごと」と、「がこれらの者」とあるのは「が当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同号ハ(1)中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、「当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同号ハ(2)中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、「当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、「これらの者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同項第二号中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、「対価の額と」とあるのは「対価の額とされるべき額と」と、同項第三号から第五号までの規定中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とされるべき額」と、それぞれ読み替えるものとする。

2　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十六条の四の三第五項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

3　法第六十六条の四の三第二項第一号イ又はロの規定を適用する場合において、これらの規定に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

4　第三十九条の十二第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項並びに前条の規定は、外国法人の法第六十六条の四の三第一項に規定する本店等と恒久的施設との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十一項において法第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに法第六十六条の四の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十九条の十二第十二項中「同条第二項第一号ニ」とあるのは「法第六十六条の四の三第二項第一号ニ」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」とあるのは「財産」と、「連結して記載」とあるのは「記載」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とされるべき額」と、同項第二号から第五号までの規定中「の対価の額」とあるのは「の対価の額とされるべき額」と、同条第十五項中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、「同条第二十一項」とあるのは「同条第十一項において読み替えて準用する法第六十六条の四第二十一項」と、前条第四項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法」と読み替えるものとする。